

# 医師の自己研鑽について

医師の長時間労働の改善等を図るため、医師の働き方改革の推進が重要な課題となっており、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」（平成31.3.28厚生労働省）では、医師については、研鑽を行う時間が労働時間に該当するかについて、判然としないという指摘があることから、医師の研鑽の労働時間の取扱いについての考え方と「労働に該当しない研鑽」を適切に取り扱うための手続を示すことにより、医療機関が医師の労働時間管理を適切に行えるように、支援していくことが重要であるとしています。

## I. 医師の研鑽に係る労働時間

この報告書を踏まえ、行政通達において、医療機関などに勤務する医師（以下「医師」といいます。）が、診療等その本来の業務の傍ら、医師の自らの知識の習得や技能の向上を図るために行う学習、研究等（以下「研鑽」といいます。）については、労働時間に該当しない場合と労働時間に該当する場合があります。医師の的確な労働時間管理の確保等の観点から、医師の研鑽にかかる労働時間該当性にかかる判断の基本的な考え方ならびに労働時間該当性の明確化のための手続および環境整備について、以下のとおり示すとされています。

## II. 所定労働時間内の研鑽の取扱い

所定労働時間内において、医師が、使用者に指示された勤務場所（院内等）において研鑽を行う場合については、当該研鑽に係る時間は、当然に労働時間となります。

## III. 所定労働時間外の研鑽の取扱い

所定労働時間外に行う医師の研鑽は、診療等の本来業務と直接の関連性なく、かつ、業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者（以下「上司」といいます。）の明示・黙示の指示によらずに行われる限り、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間には該当しません。他方、当該研鑽が、上司の明示・黙示の指示により行われるものである場合には、これが所定労働時間外に行われるものであっても、または診療等の本来業務と直接の関連性なく関係なく行われるものであっても、一般的に労働時間に該当するものとされています。

## IV. 労働時間該当性の基本的な考え方

所定労働時間外において医師が行う研鑽については、在院して行われるものであっても、上司の明示・黙示の指示によらずに自発的に行われるものも少なくないと考えられます。このため、その労働時間該当性の判断が、当該研鑽の実態に応じて適切に行なわれるよう、また、医療機関等における医師の労働時間管理の実務に資する観点から、次のとおり、研鑽の種類ごとに、その判断の基本的な考え方が示されています。

<p><b>1</b> 一般診療における新たな知識、技能の習得のための学習</p>	<p><b>2</b> 博士の学位を取得するための研究および論文作成や、専門医を取得するための症例研究や論文作成</p>	<p><b>3</b> 手法を向上させるための手術の見学</p>
<p>業務上必須ではない行為を、自由な意思にもとづき、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく行う時間については、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しないと考えられます。ただし、診療の準備または診療に伴う後処理として不可欠なものは、労働時間に該当します。</p>	<p>上司や先輩である医師から論文作成等を奨励されている等の事情があっても、業務上必須ではない行為を、自由な意思にもとづき、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく行う時間については、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しないと考えられます。</p>	<p>上司や先輩である医師から奨励されている等の事情があつたとしても、業務上必須ではない見学を、自由な意思にもとづき、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく行う場合、当該見学やそのための待機時間については、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しないと考えられます。ただし、見学中に診療を行った場合については、当該診療を行った時間は、労働時間に該当すると考えられ、また、見学中に診療を行うことが習慣化、常態化している場合については、見学の時間をすべてが労働時間に該当します。</p>

# 6月の活動内容

## 1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジメントシステムの導入の促進を図ります。  
◆「京都いきいき働く医療機関認定制度」実施確認  
令和2年度合計：1病院

## 2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。  
病院訪問 令和2年6月：3病院（令和2年度合計：3病院）

今後のスケジュール 令和2年7月：◆ 病院訪問（6病院）

## 3 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医業経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

## 4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

京都府医療勤務環境改善支援センター  
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー  
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間 月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く） 9時30分～17時30分  
場 所 COCON烏丸8階（京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地）

相談内容など  
秘密は厳守します。

# 京都府医療勤務環境改善支援センター

## Support Center News



July 2020. | Vol. 55

## 育児休業制度の概要について

育児・介護休業法は、正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といい、育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、平成3年に公布されて以来、幾度の見直しが行われてきました。

平成21年6月に、次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するため、大幅な改正が行われました。

この法律により、「**育児休業**」、「**子の看護休暇**」、「**育児のための所定外労働の制限（残業の免除）**」、「**育児のための時間外労働の制限**」、「**育児のための深夜業の制限**」、「**育児のための所定労働時間短縮の措置**」、「**小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置**」など、育児を支援する措置が定められています。

## 育児・介護休業法の目的

育児・介護休業法は、

- ① 育児休業および介護休業に関する制度ならびに子の看護休暇および介護休暇に関する制度をもうけること
- ② 育児および家族の介護を行いやすくするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めること
- ③ 育児または家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること

などにより、このような労働者が退職せずに済むようし、その雇用の継続をはかるとともに、育児または家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進をはかり、これらの者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、わが国の経済および社会の発展に資することを目的としています。

## I. 育児休業

育児休業は、原則として1歳未満の子を持つ労働者が、申出により、育児のため一定期間休業することができる制度です。育児休業の期間は、子が1歳（育児休業の特例の場合は1歳2か月、一定の場合は2歳）に達するまでの間となります。なお、平成29年10月1日より、原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に限り、さらに6か月（2歳まで）の再延長が可能になりました。



## II. 子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日々雇用される者を除きます。）は、事業主に申し出ることにより、その子が1人の場合は、1年度において5日、その子が2人以上の場合は、10日を限度として、負傷し、または疾病にかかったその子の世話をを行うため、または、その子に予防接種や健康診断を受けさせるために看護休暇を取得することができます。

事業主は、労働者から看護休暇の申出があったときは、これを拒むことはできないとされています。

⇒令和3年1月1日より育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになります。

## III. 所定外労働の制限（残業の免除）

3歳までの子を養育する労働者（日々雇用される者および労使協定により適用除外とされた者を除きます。）が請求した場合、事業主は、その者を所定労働時間を超えて労働させてはなりません。また、労働者がこの請求をする場合、時間外労働の制限の請求にかかる制限期間と全部または一部が重複しないようにしなければなりません。

## IV. 子の養育を行う労働者の時間外労働の制限

事業主は、小学校就学前の子を養育する労働者（日々雇用される者を除きます。）で、次のいずれにも該当しないものが、その子を養育するために請求したときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、制限時間（1月について24時間、1年について150時間）を超えて当該労働時間を延長してはならないこととされています。

① 事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者および日々雇用される労働者

② ①に上げるもののほか、請求をできないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者

## V. 深夜業の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者で、その子を養育するために請求した場合には、深夜（午後10時から午前5時）に労働させることはできません。

## VI. 所定労働時間の短縮措置等

育児・介護休業法では、事業主に対して育児休業のような全面的な休業以外の措置も義務付けています。

事業主は、3歳に満たない子を養育する次のいずれにも該当する労働者で育児休業をしない者に関して、育児短時間勤務制度を講じなければなりません。

① 日々雇用される者でないこと

② 1日の所定労働時間が6時間以下でないこと

③ 労使協定により適用除外とされた労働者ではないこと

なお、上記③の労使協定において、業務の性質または業務の実施体制に照らして、育児のための所定労働時間の短縮措置を講じることが困難と認められた者について、事業主は、育児休業に準ずる措置またはフレックスタイム制など労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置を講じなければなりません。

## VII. 幼児期の子を養育する労働者に関する措置

子が3歳に達した後も小学校就学の始期に達するまでの時期は、子の養育についてかなり親自身が時間と労力を費やす必要のある時期であると考えられることから、そのような時期に子を養育する労働者の雇用の継続のため、育児・介護休業法では3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業制度または勤務時間の短縮その他の就業しつつ子を養育することを容易にする措置に準じて、必要な措置を講ずるよう事業主に努力義務を課しています。また、事業主には、小学校就学に達するまでの子を養育する労働者が育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が課せられています。

## 「京都市いきいき働く医療機関認定制度」

～より働きやすい働きがいのある職場を目指して～

当センターでは、平成29年1月から「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院をセンターが認定します。本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取り組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。センターでは、現在、下記の42病院を「いきいき働く基本認定医療機関」に認定しております。基本認定に必要な50項目が達成できましたら、センターへの申請、センターによる実施確認、認定審査会での審議を経て認定します。まず最初に宣言書をセンターにご提出後、基本50項目が達成できましたら、センターまで申請をお願いいたします。

- |            |              |           |                |                     |            |                |               |                 |            |            |
|------------|--------------|-----------|----------------|---------------------|------------|----------------|---------------|-----------------|------------|------------|
| 1 京都南西病院   | 2 向日回生病院     | 3 蘇生会総合病院 | 4 脳神経リハビリ北大路病院 | 5 嵯峨野病院             | 6 いわくら病院   | 7 洛和会音羽病院      | 8 宇多野病院       | 9 京都リハビリテーション病院 | 10 京都九条病院  | 11 もみじヶ丘病院 |
| 12 綾部市立病院  | 13 田辺中央病院    | 14 なぎ辻病院  | 15 京都民医連中央病院   | 16 京都ルネス病院          | 17 京都博愛会病院 | 18 精華町国民健康保険病院 | 19 洛西ニュータウン病院 | 20 宮津武田病院       | 21 相馬病院    | 22 京都回生病院  |
| 23 京都きつ川病院 | 24 洛和会音羽記念病院 | 25 北山武田病院 | 26 雷田病院        | 27 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 28 田辺記念病院  | 29 なごみの里病院     | 30 宇治武田病院     | 31 京都東山老年サナトリウム | 32 綾部ルネス病院 | 33 賀茂病院    |
| 34 京都双岡病院  | 35 新京都南病院    | 36 京都南病院  | 37 洛和会丸太町病院    | 38 武田病院             | 39 亀岡病院    | 40 洛和会東寺南病院    | 41 丹後中央病院     | 42 京都久野病院       |            |            |

いきいき働く認定医療機関  
（基本認定：令和2年6月末現在）



「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ。改善に向けてまずは宣言を!～

令和2年6月末現在、88病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取り組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

### いきいき働く宣言医療機関（令和2年6月末現在）

※表示はセンターへの宣言書到着順

- |                      |                     |                 |                 |
|----------------------|---------------------|-----------------|-----------------|
| 1 京都リハビリテーション病院      | 23 相馬病院             | 45 身原病院         | 67 五木田病院        |
| 2 京都ルネス病院            | 24 向日回生病院           | 46 洛西シミズ病院      | 68 丹後中央病院       |
| 3 田辺中央病院             | 25 亀岡シミズ病院          | 47 洛西ニュータウン病院   | 69 愛生会山科病院      |
| 4 田辺記念病院             | 26 綾部市立病院           | 48 医仁会武田総合病院    | 70 宇治病院         |
| 5 精華町国民健康保険病院        | 27 稲荷山武田病院          | 49 武田病院         | 71 京都桂病院        |
| 6 京都九条病院             | 28 京都博愛会病院          | 50 伏見岡本病院       | 72 西陣病院         |
| 7 西京病院               | 29 学研都市病院           | 51 京都岡本記念病院     | 73 大島病院         |
| 8 シミズ病院              | 30 脳神経リハビリ北大路病院     | 52 亀岡病院         | 74 わかいじま病院      |
| 9 ほうゆうリハビリテーション病院    | 31 京都回生病院           | 53 高雄病院         | 75 市立舞鶴市民病院     |
| 10 宮津武田病院            | 32 木津屋橋武田病院介護医療院    | 54 なぎ辻病院        | 76 渡辺病院         |
| 11 松ヶ崎記念病院           | 33 嵯峨野病院            | 55 八幡中央病院       | 77 京都民医連あすかい病院  |
| 12 長岡病院              | 34 京都南西病院           | 56 市立福知山市民病院    | 78 洛北病院         |
| 13 京都南病院             | 35 十条武田リハビリテーション病院  | 57 田辺病院         | 79 南京都病院        |
| 14 新京都南病院            | 36 北山武田病院           | 58 蘇生会総合病院      | 80 新河端病院        |
| 15 京都民医連中央病院         | 37 賀茂病院             | 59 京都双岡病院       | 81 西山病院         |
| 16 もみじヶ丘病院           | 38 京都きつ川病院          | 60 なごみの里病院      | 82 京都武田病院       |
| 17 三菱京都病院            | 39 宇多野病院            | 61 雷田病院         | 83 堀川病院         |
| 18 吉川病院              | 40 洛和会丸太町病院         | 62 綾部ルネス病院      | 84 吉祥院病院        |
| 19 宇治武田病院            | 41 洛和会音羽病院          | 63 六地藏総合病院      | 85 日本パペスト病院     |
| 20 京都久野病院            | 42 洛和会音羽記念病院        | 64 京都東山老年サナトリウム | 86 千春会病院        |
| 21 第二久野病院(京都久野病院と統合) | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 65 金井病院         | 87 明治国際医療大学附属病院 |
| 22 いわくら病院            | 44 洛和会東寺南病院         | 66 京都鞍馬口医療センター  | 88 京都からすま病院     |

お気軽にお電話またはご来訪ください。

※ご来訪される場合、事前にご連絡をお願い致します。病院訪問のご希望があれば、ご連絡ください。